

国土交通省政策評価基本計画新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>XI 政策評価の実施体制に関する事項 各局等及び政策統括官（政策評価）は、以下のような役割分担の下、政策評価に省一体として取組む。</p> <p>1 主要事項の決定 政策評価に関する主要事項（基本計画及び実施計画の策定等）については、国土交通大臣が、必要に応じ副大臣及び大臣政務官から意見を聴取した上で決定する。</p> <p>2 政策評価の実施主体 (略)</p> <p>3 政策レビューに関する検討会 政策レビューの円滑かつ的確な実施を確保するため、「政策レビューに関する検討会」を省内に置く。検討会は、政策レビューのテーマを検討するとともに、各テーマの具体的な評価方針及び手順について助言を行う。検討会は大臣政務官を座長とする。</p> <p>4 政策評価連絡会 (略)</p> <p>5 公共事業評価システム検討委員会 (略)</p> <p>6 政策統括官（政策評価）の役割 (略)</p>	<p>XI 政策評価の実施体制に関する事項 各局等及び政策統括官（政策評価）は、以下のような役割分担の下、政策評価に省一体として取組む。</p> <p>1 主要事項の決定 政策評価に関する主要事項（基本計画及び実施計画の策定等）については、国土交通大臣が、必要に応じ副大臣及び政務官を含む省幹部からなる省議を招集し、意見を聴取した上で決定する。</p> <p>2 政策評価の実施主体 (略)</p> <p>3 政策レビューに関する検討会 政策レビューの円滑かつ的確な実施を確保するため、「政策レビューに関する検討会」を省内に置く。検討会は、政策レビューのテーマを検討するとともに、各テーマの具体的な評価方針及び手順について助言を行う。検討会は事務次官を座長とする。</p> <p>4 政策評価連絡会 (略)</p> <p>5 公共事業評価システム検討委員会 (略)</p> <p>6 政策統括官（政策評価）の役割 (略)</p>